

『海外事情研究』第50巻抜刷

2023年3月発刊

前期スチュアート朝の初期独占

酒 井 重 喜

熊本学園大学付属

海 外 事 情 研 究 所

前期スチュアート朝の初期独占

酒 井 重 喜

「初期独占」は、国王がその大権によって授与した独占権に基づく生産独占・買占独占・収益特権を指し、国内新産業の保護を意図したのもあったが、多くは前近代的諸資本間の過当競争による「共倒れ」を防止するとともに、絶対王政の財政難対策としてあった。それは国王自身とともに国王に寄生する廷臣らへの恩顧配分的手段（役得封建制）でもあった。この独占政策に対する批判はエリザベス期からあり、1624年の「独占大条例」において反独占運動は一つの頂点を迎える。この条例は独占権授与という国王の専決事項に議会が介入するもので「国王大権に対する制定法による最初の侵犯 the first statutory invasion of the royal prerogative」(C.H. McIlwain)と言われるほど画期的なものであった。しかし同条例前半部の独占廃止条項につづく後半部はその除外例を列記しており、これは「条例全体の事実上の否定」(大塚久雄)を意味した。事実、チャールズ一世「親政」期にかつてないほどの独占権が乱発された。本稿はチャールズ一世「親政」期の独占権乱発の意味するところを探ることを意図している。

一. 初期独占・国王大権・議会制定法

「前期的資本が拠って立つところの地盤は、商品・貨幣資本が未発達であり、特に地方的分散諸市場相互間において不等価交換（そこから発生する譲渡利潤・・・引用者）が支配的であるような流通機構であった。これを他面からいえば、商品・貨幣経済が、しだいにその範囲を拡大しかつ密度を増大してゆく過程、いわばそうした過程的状态である。そして前期的資本はこのような流通範囲・市場の発達を媒介し、それによって商品・貨幣経済の進展を促すのである。ところが、こうして商品・貨幣経済がその範囲を拡大し密度を増大することは、他ならぬ等価交換関係すなわち一市場一価格法則の確立への傾向を意味する。したがって、それはとりもなおさず前期的資本が拠って立つ地盤の否定にほかならぬ。すなわち、前期的資本は自己の営みのうちに自己の拠って立つ地盤そのものを揚棄しようとする、すぐれて自己撞着的な性格をもつものである。『商人資本の自立的発展は、社会の一般的な経済的発展と逆比例することとなる』、あるいは『安全さが増せば増すだけ、それだけ利潤は減少する』(マルクス)。

「前期的資本は本来かような逆説的な性格を持っている。しかしながら、それは唯々諾々としてこの成行きに服従するものでない。すなわち、自己の法則に向かって自己の地盤を揚棄するにいたる矛盾は、より具体的に見れば、商業資本のばあいには諸個別資本間の競争による共倒れの破滅となって現象する。すなわち、商業資本の循環過程に現れる商品資本形態(W)は本来なんら真実の意味での商品資本ではなく、その実体は単純商品に他ならないのであるから、したがって競争による値下げが開始されるや否や、その『利潤』(前期的利潤)はみじめにも消滅に帰する。そこで商業資本は相互間の競争を止め、『独占』を確立して、反動的に旧来の事情を維持しようとするのである。この、商業資本のいわゆる『独占』なるものが、その根底において『買占』に他ならぬことは、まず注意さるべきである。さらに、商業資本とその存在の地盤と利害を共通にし、かつ大多数のばあいそれと一個別資本の他の側面として結びついている高利貸資本は、このばあい、封建的権力者への高利貸付の代償として特権を獲得するなり、また前貸(Verlag)によって農民・小市民の小商品生産を市場から遮断してもっぱら自己との取引のみに制縛するなり、その種々な機能によって、双生児兄弟である商業資本の『独占』『買占』の確立を直接に掩護し、かつは自己のよって立つ地盤の破滅をも防御する。」¹⁾ 絶対王政期に繁茂する初期独占は「さまざまな形で封建的=共同体的利害と絡みあい」をしており、「市民革命期に・『封建的土地所有』廃棄の問題と並んで、あるいは絡みあって、『初期独占』廃棄の問題が大きくクローズアップされる。」²⁾ 共同体的諸利害との絡み合いとしては、絶対王政期のイギリスで、「問屋制度がさまざまなカンパニー(つまり再編成されたギルド)と深く絡まり合いその経済外的規制力にもとづいて中小の生産者層の上に買占的支配の網をひろげていた。」半封建的土地所有との絡まり合いとしては、絶対王政期の「『初期独占』諸形態による鉱山や山林の半封建的所有ないし支配であった。」さらに絶対王政期における「初期独占」は国王から「独占」特許状を付与され、それは窮乏する国庫財政への高利貸付けの代償であった。さらに独占特許の代償として独占利潤の一部が課金として掛けられそれが商品価格に転嫁されて消費税的側面を持ち、「初期独占」は「半封建的国庫収入の下請け」をなした。また葡萄酒小売免許の認可料等の国庫収入の徴収手段に用いられ、買占・生産の独占権とともに利権として賃貸・売買・譲渡された。³⁾ さらに「独占特許」が国王から廷臣への封給として用いられいわゆる役得封建制の手段ともなった。⁴⁾ 以上の大塚久雄の概括的説明で「初期独占」の経済的態様

1) 大塚久雄「初期資本主義におけるいわゆる『独占』について」『大塚久雄著作集』第三巻(1969年)、91-3頁。

2) 大塚久雄「初期独占論」同上書、441、444頁。

3) 矢口孝次郎「初期独占における収益特権」関西大学『経済論集』(1955年)5-1。

4) 大塚「初期資本主義」91-4頁、大塚「初期独占論」442-4頁。

はほぼ限なく描出されていよう。ただ「初期独占」は本来政治的法的側面が切り離せないものであった。独占特許の授与は国王大権の行使であったため、庶民院で展開された独占批判は当初国王の専権事項への侵害を慎重に回避した。ただ「1624年の独占大条例 The Great Statute of Monopolies」が適用除外例を設けることで策法であったとは言えそれが議会制定法であったことの意味は大きい。

この点を指摘したのは紀藤信義の研究である。それは大塚の「1624年独占大条例」についての次のような理解と大きく食い違う見解を示している。「(条例は)産業資本およびその同盟者としてのヨウマンリーの圧力に押しうごかされて、ついに一応外見上すべての独占を、・・廃止するにいたった。ところで、この条例には、事実上一つの重大な(条例適用除外の・・引用者)但書があった。この除外は、条例全体の事実上の否定であったのみならず、事実ジェームズ一世について立ったチャールズ一世が、無謀にも、・・独占特許の数を増加させる伏線となった。・・産業資本と・・ヨウマンリーの反独占運動は、そしてその政治的表現としての議会の反抗は・・『独占大条例』以後ますます激情的な姿を取るにいたり、一六三〇年代には次第に内乱的な様相をさえ帯びはじめ(その)究極的な帰結が・・ピューリタン革命であった。」⁵⁾

エリザベスの「黄金演説」で終結した1601年議会の独占論争も、エドウィン・サンズらが自由貿易案を提案し上院が否決した1604年の議会も、国王が授与した独占権を私益のために乱用した特許権者個人を弾劾した1621年の議会も、国王が認可した独占権が普通法(コモン・ロー)の審査に付されることは国王大権に対する侵害であるとすする立場をなお堅持していた。独占権の授与・認可は国王大権によるものでそこに瑕疵はありえないという国王無謬論(「国王は悪事をなしえず」)に立ち、独占に弊害があればそれは被授与者の乱用によるとされた。「独占権の活用(use)は良し乱用(abuse)は悪し」という立場に議会は踏みとどまっていた。⁶⁾ 独占の弊害や被授与者

5) 大塚「初期資本主義」114-6頁。同じ個所に「あの有名なジョン・ハムプデンの船舶税の支払拒絶はまさに一六三六年に当たる。」という指摘がある。反独占運動と超議会的課税への反抗が連動するものとされている。酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』(2005年)、第九章参照。W. H. Price, *English Patents of Monopolies* (1906), pp. 135-41.

「1624年独占大条例」の意義についての大塚と紀藤の相違は重要な論点である。しかし大塚「初期独占論」の副題に「その経済学的把握の素描」とあり、初めから政治的法的把握は脇に置かれている。しかし初期独占については経済的側面と政治法律的側面が不可分であるため、両者の見解の相違を明らかにするとともにその経済面と政治法律面の相互浸透の実体を総体的に明らかにすることが課題となる。紀藤信義『イギリス初期独占の研究』(1963年)、227頁。浜林正夫『『初期独占』と市民革命』『社会経済史大系V』19頁、注1)。

6) 1604年の議会に提出された『弁明 Apology』は、庶民院の諸特権は権利によるのではなく議会ごと更新される恩恵によるとされることに対する抗議書であった。紀藤『初期独占』、230頁。酒井重喜『混合王政と租税国家』(1997年)、202頁。独占権の授与には触れずその乱用を問題視したありかたは、チャールズ一世第三議会における不法な関税不払い商人の商品差し押さえをめぐって、国王は悪事を成しえずという無謬論で国王を免責し差し押さえをした国王役人・請負人を処罰するという妥協案を議会は示した事実と共通していよう。酒井重喜『十七世紀イギリス財政史論』(2021年)、146-155頁。

の乱用の是正は議会立法ではなく国王への「請願」の形がとられた。臣民の権利としてでなく国王の恩恵として独占による弊害の是正が請願された。しかし「1624年の独占大条例」は、国王大権が付与した独占権を廃止する旨を指し示し、それ自体「国王大権に対する制定法による最初の侵犯」⁷⁾をなし、「国王大権の大幅な縮減」⁸⁾であった。それまで国王専決事項への踏み込みを自制していた議会が24年の段階で「国王大権への最初の侵犯」をしたことは重大である。かかる画期的な議会の行動を考えれば、条例の但書にある適用除外条項の意味付けも大塚の言うごとく「(独占廃止) 条例全体の事実上の否定」とすることには疑問が生ずる。「1624年の独占大条例」は産業資本・ヨーマンリーの独占攻撃が腰折れとなったことを意味するのであろうか。これに対して紀藤は、この「大条例」を「イギリス憲政史政治史上のこの時期における最大の収穫であった」とする。⁹⁾「24年の大条例」までは「独占の悪弊は・・付与そのもの、あるいは付与された権利ではなくして、独占権取得者の権利の乱用に帰せられ」また「(側近の) 虚偽・不正の示唆、公益を装う誤れる報告」に基づいて付与されたためという国王無謬論に基づく国王の弁護ないし責任回避がなされた。独占の悪弊が特許権者の乱用であったり、側近の誤れる示唆によるとすることで独占批判が直ちに国王批判に向かうことが回避された。しかしこれによって「国王固有の任務 the office of the king」から独占の悪弊に対する責任を免除することでかえって、国王が投げ出した責任範囲の空隙を議会がその政策展開の領域として論ずる正当性が用意されることになった。「この政策論のかかわりうる範囲・領域にたいする議会の責務という自覚が、やがて国王大権と正面から対立する議会主権の方向を打ち出してゆくことになった。」¹⁰⁾ 独占の悪弊問題について国王無謬論による国王免責は、図らずも議会が国王大権による専決事項に食い込んでいく契機となった。

「1624年独占大条例」の前半は、独占特許という国王大権に固有の聖域を普通法(コモン・ロー)が侵食する画期的なものであったが、条例後半の廃止除外例は普通法に優越する「国家の必要」から判断されるべきものであった。硝石・火薬の独占は国家防衛にかかわり、ミョウバンの独占は外国産を排して国内に新規事業を起こすことが意図され、ガラス・鉄鉱の独占も国内産業育成の要素があった。石炭独占は独占業者への課税収入の確保が廃止除外の一つの要因であった。国家の防衛、外国産品の輸入阻止と国内産業の育成、それに独占業者からの国庫収入の確保も考慮されて

7) C. H. MacIlwain, *Constitutionalism Ancient and Modern* (1947), p. 135; 森岡敬一郎訳『立憲主義その成立過程』(1965年), 206頁; M. A. Judson, *The Crisis of the Constitution, An Essay in Constitutional and Political Thought in England 1602-1645* (1950), p. 60.

8) G. L. Mosse, *The Struggle for Sovereignty in England from the reign of Queen Elizabeth to the Petition of Right* (1950), p. 136.

9) 紀藤『初期独占』, 234頁。

10) 紀藤『初期独占』, 160頁。

独占廃止から除外された。こうしたことから、「独占特許の法源である国王大権が独占特許にたいする普通法の優位を認めて、議会・議会制定法に名目的な譲歩を示し、それと引き換えに国家的必要という名目を付しうる、または実質において国家財政の寄与しつつある独占特許をその掌中に残した」という「1624年独占大条例」に対する理解は説得的に思える。¹¹⁾

以下、アッシュ (R. G. Asch) の研究に拠って、国王大権と議会の対抗、さらに前近代的資本と近代的小生産者の対抗を見据えつつ、1630年代における独占権復活増大の意義を見ていきたい。¹²⁾

二. 独占の第一局面（1624～29年）と第二局面（1629～35年）

チャールズ一世は、国王による恩顧 (favours, patronage) の配分がジェームズ一世時に過剰であった点を改め抑止的政策をとった。恩顧配分は抑止され、貴族位の販売も停止され、王領地の贈与も手控えられた。しかし独占についてはジェームズ一世の政策の再現が見られ少なからぬ独占付与がなされた。かくして長期議会において一議員 (J. Colepepper) によって独占は次のように手厳しく批判された。「(独占は) エジプトを襲うカエルのごときである。(それはどこにでもいて) われわれのカップからちびちびと飲み、われわれの皿から横取りし、われわれの火のそばに座り込み、我々のものを頭から足に至るまで値をつけ印をつけてきた。」(1640年11月14日)¹³⁾ 1620年代になされた独占批判と同趣旨のものが1630年末に再現し、長期議会で炸裂

11) この理解を拒絶して紀藤は次のように述べている。「大権の縮減を成文化した議会の勝利に作用した臣民生得権の要請が・・政治的発想としては国家の非常事態という観念を媒介して、政策論争の核心においてイギリス国家の所得権・存続権に昇華し、それが逆に本来議会的伝統となりつつあった(法と先例を重視する一引用者)反独占運動を自ら制約させた」。(紀藤『初期独占』160-61頁) 独占廃止の除外例の提示は、「非常事態に際会すると『法は沈黙』する」という視点からとらえられている。しかし本来国王大権に法源がある非常事態における法を超える判断権を国王から議会が奪い取るということ(均衡憲法体制の否定)が1624年にすでに議会に用意されていたのであろうか。条例後半の除外条項は、独占攻撃をする議会の弱性によるのか、むしろ除外事項を設けることで議会が非常事態対応を国王から奪い取る積極性を示しているのか。「国王大権としての非常事態判断権」論によって船舶税を擁護する国王側の論理を逆手にとってその判断権を議会が奪取する理論(「議会の中の国王」から「議会の中の国家」への転換。両院制絶対主義論をヘンリー・パーカーが展開した点について酒井『混合王政』第四章参照。その後半に独占廃止の例外をもうけた「独占大条例」を「ざる法」とするのか、議会の国王大権への踏み込みさらには国王大権の一部奪取を内包するのかという問題は、16世紀には恩赦が国王大権固有の権限として発行されていたが17世紀初めに恩赦布告に議会の同意が盛られる「議会的恩赦」が一般となったことと通底するものがある。酒井重喜「前期スチュアート朝における恩赦と補助税」『熊本学園大学経済論集』29巻1-4合併号。

12) R. G. Asch, 'The Revival of Monopolies Court and Patronage during the Personal Rule of Charles I, 1629-40', in R. G. Asch and A. M. Birke (ed.), *Princes, Patronage, and the Nobility The Court at the Beginning of the Modern Age c. 1450-1650* (1991).

13) Asch, *ibid.*, p. 359.

することになった。

1621年の議会は独占に対する非難決議を上げ、モンペッソンらの独占業者を告発し、大法官(Lord Chancellor)のフランシス・ベーコンを独占認可の廉で解任している。¹⁴⁾ 1624年の議会は独占を違法とする先述の「独占大条例」を成立させて国王の独占認許権に制限を加えた。¹⁵⁾ しかし一般に、「1624年の大条例」は1630年代後半には実効性を持たなかったとされている。除外例が多く「事実上の(条例)否定」であった。¹⁶⁾ この見解の当否は本稿の一つの課題である。

「1624年の独占大条例」は、次のように明言している。「いかなる個人、いかなる組織・団体に与えられる、王国内のいかなるものの独占的買入れ、販売、生産、執行、使用についての、これまで設置・認可された、あるいは今後設置・認可されるであろうすべての独占、すべての委任、免許、特許、特許状、専売特許は、すべて王国の諸法に違反する。」¹⁷⁾ 同条例はさらに次のことを明言していた。刑罰法(penal laws)その他の法に規定された規制を免除する権限、またかかる規制免除ないし特許を違反者との間で示談にする権限を特許権者に与えることをすべて違法とする、と。¹⁸⁾ 固有の意味すなわち経済的意味の独占と刑罰法免除とは区別が判然とはしない。ただ刑罰法は個々の法の執行を徹底させるものであり、がんらい経済的意味は持っていなかった。それに対して独占は特定商品の購入・販売ないし製造の独占権を個人ないし組織に授与するもので本稿ではこの独占が考察対象となる。この独占には生産・販売の免許を与えたり規制したりする排他的権限を特許権者に与えるものも含まれる。

1621年議会の独占非難、1624年議会の「独占大条例」制定にもかかわらず、1624年以降も古い独占認可が復活するのを完全に阻止することはなかった。真正な発明を排他的に用いる権利を認める独占は、14年間の限定付きで認められた。¹⁹⁾ これよりも重要なことは、「1624年の独占大条例」が既存の組織やカンパニーを反独占条項の対象外としたことである。²⁰⁾ さらに特権付の官職や委任(状)という形での独占権認可は「1624年の独占大条例」には明確に示されていなかったため同法の回避を許すことになった。²¹⁾

1621年以前に与えられた独占の大半は、困窮する廷臣に対する報奨として与えら

14) 紀藤『初期独占』86頁;坂本賢三『ベーコン』講談社(1986年), 187頁。

15) Price, *op. cit.*, pp.31-8; C.Russell, *Parliaments and English Politics 1621-1629* (1979), pp.100-16, 191.

16) 大塚「初期資本主義」, 115, 187頁。浜林「初期独占」, 318頁。

17) Price, *op. cit.*, pp. 135 f. cf. J.P.Kenyon, *The Stuart Constitution, Documents and Commentary* (1986), p.62. 大塚「初期資本主義」, 114-5頁。

18) Price, *op. cit.*, pp.135 f.

19) Price, *ibid.*, p.136.

20) Price, *ibid.*, p.139.

21) Russell, *op. cit.*, p.191.

れたものであった。その多くは国王第一の寵臣バッキンガム公の親族・知人・取巻きであった。²²⁾ 恒常的に財政的逼迫状態にあった国王が、臣下の忠誠を確保するためには恩顧を授与する以外の方法がなかったことが独占認許乱発の一要因であった。1624年以降もこの点で状況変化はなかった。加えて対スペイン・対フランスの戦争(1624年ファルツ支援戦争, 1625年のカディス遠征, 1627・8年のレ頭遠征, ラロッシュル遠征)が続いた20年代は財政状況が一層悪化し、平時に戻った30年代も「親政」がしかれたため議会の財政支援を得ることができなかった。かくして国王の経常費調達も困難となり、また官職保有者や廷臣からの要求に応えることは一層困難であった。この財政的困窮が30年代の独占復活の基礎要因であった。

20年代以前の独占を30年代に復活させた要因は、国王財政の困窮それ自体とともに、経済的行政的面の事情もあった。ジェームズ治世の独占は、国王臣下への報奨手段であるとともに、治安判事が担う旧来の地方行政ではその執行がかなわない法執行や経済的行政的規制の実行を企図したものであった。²³⁾ 1630年代に見られる一般的特徴は、国王が伝統的な自律的地方行政機構からの離脱を図ったことであり、教会の権威を高めてその組織を社会統制や行政目的のためにもちいたことである。²⁴⁾ 1630年代の独占権授与もこうした観点からなされた。実効性のない治安判事の権限を補完さらには排除して代替的な行政機構を設けるためのものであった。

独占の三局面

1624年以降の独占授与のプロセスは、第一局面(1624～29年)、第二局面(1629～35年)、第三局面(1635～1640年)の三つの局面があった。第一局面では、議会が頻繁に開かれ、「1624年の独占大条例」が字句通り順守されるよう強力な圧力がかけられた。第二局面では29年に「親政」が始まりチャールズは議会抜きで財政運営をしなければならなかった。この局面に大規模な独占授与がなされたが、それは議会抜きの政府の安定した財政基盤を固める最初の試みである船舶税の新設と軌を一にするものであった。²⁵⁾ 授与された独占で特記すべきは石鹼独占である。他の独占も議論に上ったものの国王が取得する収益が不十分なものは認可されなかった。第三局面は「親政」末期で対スコットランドの主教戦争が勃発している。多くの独占特許の

22) Russell, *ibid.*, pp.98-111 ; R.Zaller, *The Parliament of 1621* (1971), pp.22,56-59,122-30 ; Price, *op. cit.*, ch 2 ; W.Notestein *et.al.* (eds), *Common Debates in 1621* (1935), vii.311 ff ; J.Thirsk, *Economic Policy and Projects. The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (1978), IV The scandalous phase, partII, 1601-1624 ; J.サースク (三好洋子訳)『消費社会の誕生』(2021年), 「IV 腐敗の時代第二部」 ; R.Lockyer, *Buckingham* (1981), pp.89-93.

23) A.H.Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk 1558-1602* (1974), pp.118 ff.

24) H.R.Trevor-Roper, *Catholics, Anglicans and Puritans*, 2.Laudianism and Political Power (1987).

25) 船舶税全般について次を参照。酒井『チャールズ一世の船舶税』(2005年)。

授与がなされ、国王に収益をもたらすとともに廷臣にも有益なものであった。37年以降のスコットランド危機は国王の権力基盤を弱体化させたため廷臣には独占授与によって忠誠を繋ぎ止めなければならなかった。²⁶⁾

第一局面で新たに授与された独占はわずか二件であった。第一は、1626年12月にホランド伯 (Earl of Holland) に授与された地金と外国通貨の為替業務の独占的営業権である。第二は、1627年にジョージ・ゴーリング (George Goring) に授与された葡萄酒販売権仲介の請負である。²⁷⁾ ホランドとゴーリングはともにバッキンガム公の有力な取巻きで、ホランドは国王の寝所部近侍 (gentlemen of bedchamber) の、ゴーリングは女王付き副侍従 (vice-chamberlain) の官職についていた。²⁸⁾ ゴーリングの独占権は30年代を通して保持されたが、ホランドの独占権は、それによって地金と外国通貨の取扱業務を脅かされるロンドンの金匠銀行業者の訴えによって28年議会で問題視され、庶民院の圧力によってホランドはその独占権を失っている。²⁹⁾

29年からの「親政」が止められ新しい議会が召集されれば、新しく授与された独占はそれが既存の営業や製造業の利害と衝突するものであれば攻撃対象となることが予測された。1630年代初期に新しい独占授与の数が少なかったのは、20年代議会の戦闘的な独占批判の記憶がまだ鮮烈であったためでありまたそう遠くない時期に新たな議会が召集されることが見込まれたからであった。

1631年から34年に法務長官を務め船舶税創案者として著名なウィリアム・ノイ (William Noy) は、問題多い種々の新企画を承認し推進したという批判を死後に受けたが、生前は独占権やそれに類する企画の承認に意外に消極的であった。³⁰⁾ イングランドとウェールズでの鉄の生産を監督する委任状はその保持者に多額の収入をもたらすもので、1633年に最初提案されたときノイは強力にその発行に反対した。ただノイが34年に他界し36年に結局承認されている。鉄の生産に大量に消費される樹木の伐採に対する課金を徴収する特権を私人に授与することにもノイは厳しく反対していた。ただこの特権も1636年に認められている。さらにノイは、徒弟奉公を終えていない職人に特赦を与えて就労を認める委任状についても反対意思を表明していた。

26) 1630年代後期の独占に関する国王布告について次を参照。J.F.Larkin (ed.), *Stuart Royal Proclamations, ii. Royal Proclamations of King Charles I 1625-1646* (1983), Nos. 239, 240, 243, 247, 250, 252, 257, 263, 267, 268.

27) *Stuart Royal Proclamations*, ii, no. 69.

28) Goring について次を参照。Lockyer, *op. cit.*, p. 448. Holland 伯について次を参照。B. Donagan, 'A Courtier's Progress: Greed and Consistency in the Life of the Earl of Holland', *Historical Journal*, 19 (1976), pp. 317-53.

29) R. C. Johnson and M. F. Keeler (edd), *Commons Debates 1628* (1977-83), iv, 89, 426, 430 f, 4349, 433 f.

30) ノイについて次を参照。W. J. Jones, 'Great Gamalief of the Law. Mr. Attorney Noye', *Huntington Library Quarterly*, 40 (1977); 酒井『船舶税』229, 285頁。

石鹼生産独占についてもノイは消極的であった。ウェストミンスター石鹼カンパニーはその独占権の行使に困難を感じており、1634年7月にカンパニー外の者の（生産者の私的使用の石鹼を含めて）石鹼生産を禁ずる布告を出すよう要請した。この時も、ノイはかかる布告を在任中では出させなかった。³¹⁾ 石鹼独占の議論の一か月後の8月にノイが他界したが、石鹼独占承認の布告が直ちに発せられることはなかった。ノイの死後、王璽尚書コヴェントリ (Lord Keeper, Thomas Coventry) はノイに倣って独占特許の発行に抵抗を続けたのである。しかしノイの後任の法務長官になったジョン・バンクス (John Bankes) は独占容認の姿勢に転じた。³²⁾

石鹼独占

ノイの在任中でも「1624年の独占大条例」は、その条項の巧妙な解釈によって既に骨抜きにされていた。1630年代の代表的な特許である石鹼生産独占はこれをよく示している。石鹼独占の最初のもは1620年代のものであり、1623年にロジャー・ジョーンズとアンドリュー・パーマーに魚油 (fish oil) に代えて植物油で作る新種の石鹼の独占的生産権が21か年間授与された。1632年に、この独占権は株式会社であるウェストミンスター石鹼カンパニーに移された。この組織は「1624年独占大条例」の巧妙な解釈によってその独占廃止規定の適用を免除されたため、その特権が制約を受けることがなかった。³³⁾ 新カンパニーのメンバーの多くは宮廷と縁故のあるものでジェントルマン石鹼業者 (gentlemen soapers) と呼ばれ生涯棒状の石鹼に触れることすらしない者たちであり、石鹼生産一筋でやってきた旧職人との競合を断とうとした。³⁴⁾

新カンパニーの独占化を実現するために、魚油から作られる旧型石鹼を抑制するための布告が出された。³⁵⁾ さらに新カンパニーにはすべての石鹼生産を監督する権限も与えられた。旧石鹼生産者は伝統的な旧式の生産法を用いることが制約され、苦しい立場に追いやられた。彼らは新カンパニーが独占する新方式を用いるなら新カンパニーから免許を得なければならず事実上新方式の生産は不可能であった。新カンパニーの独占は、石鹼生産の新方式という特定の発明に対する限定的な特許のように見えても

31) Asch, op. cit., p.364.

32) John Bankes (1589-1644) は前期スチュアート朝の下院議員でノイの後任の法務長官 (1634-1641)。王政復古期の商人にして下院議員の John Banks (1627-1699) とは別人。

33) Price, op. cit., pp.207-13 ; W.R.Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint Stock Companies to 1720* (1912), i. pp.211-14 ; R. Ashton, *The City and the Court 1603-1643* (1979), pp.142-3 ; M.C.Alexander, *Charles I's Lord Treasurer, Sir Richard Weston, Earl of Portland (1577-1635)* (1975), pp.203-5 ; D.Coffman, *Excise Taxation and the Origins of Public Debt* (2013), pp.109-27.

34) Asch, op. cit., p.365.

35) *Stuart Royal Proclamations*, ii, no.161, 28 June 1632.

実際は純然たる生産独占であった。新カンパニーは新たに生産され販売される石鹼一トン当たり4ポンドを国王に上納した。この財政貢献によって新カンパニーはその権限の行使について枢密院と星室庁の保護を受けた。1634年には、「1624年独占大条例」の表面的順守という仮面は完全に捨てられ、今後すべての石鹼生産者はウェストミンスター石鹼カンパニーの支配下に置かれることになった。同年7月には、なお独立を保っている石鹼生産者は圧迫を受け、一方ウェストミンスター・カンパニーは魚油を用いる旧式生産法を採用する権利も与えられた。

こうした事実にもかかわらず、ウェストミンスター石鹼カンパニーはその独占権の実行に困難を覚えた。³⁶⁾ 新カンパニーは当初5,000トンの石鹼生産を見越していたが、1633年にはわずか250トンに留まり、1634年にも1,327トンに過ぎなかった。1636年2月までの一年間の生産量は2,614トンに増えたがそれでも当初見積もりの半分であった。加えて、新カンパニーの宮廷での庇護者で大蔵卿であるポートランド伯リチャード・ウェストンが1635年に他界し、これが旧石鹼生産者を生き返らせ独占権者の立場を掘り崩すことになった。

大蔵卿ウェストンが他界する以前に旧石鹼生産者は大主教ウィリアム・ロード(William Laud)の支援を受けていた。大主教ロードのウェストミンスター石鹼カンパニーに対する批判は、大蔵卿ウェストンと財務府長官コティングトンに対するロードの批判的評価の一部をなしていた。ロードから見て、ウェストンとコティングトンの財政政策は非効率的にして腐敗したものであった。さらに両名は隠れカトリックであり、カトリック系の利害がウェストミンスター・カンパニー内で重要な役割を果たしていたこともロードには受け入れがたかった。³⁷⁾ 大蔵卿ウェストンの他界後もコティングトンはさらに二年間ウェストミンスター石鹼カンパニーの独占権を援護した。しかし資金的破綻によって1637年5月に同カンパニーは独占権を放棄せざるを得なかった。代わって新たなカンパニーであるロンドン石鹼カンパニーが設立された。それは旧石鹼生産者から構成され、市参事会員エドワード・ブルムフィールドが指導した。ロンドン石鹼カンパニーは先行のウェストミンスター・カンパニーと同じ特権を享受した。ただウェストミンスター・カンパニーがメンバーを限定した株式会社であったのとは違ってロンドン石鹼カンパニーはその定款によって7年の伝統的な徒弟奉公を勤め上げたものならだれでも構成員になることができた。³⁸⁾

36) *ibid.*, no. 176, 26 Jan. 1634.

37) Laud と Weston の対立について次を参照。H. R. Trevor-Roper, *Archbishop Laud 1573-1645*. pp. 211-13, 221-3; Alexander, *op. cit.*, pp. 187-191; M. J. Havran, *Caroline Courtier, The Life of Lord Cottington* (1973), pp. 111-21; C. Carlton, *Archbishop William Laud* (1987), pp. 112 f.

38) ブルムフィールドについて。V. Pearl, *London and the Outbreak of the Puritan Revolution* (1961), pp. 293・4. ロンドン石鹼組合は規制会社 regulated company-で新メンバーに門戸が開かれていた。

「1624年独占大条例」を回避する独占

ロンドン石鹼生産者には自分たちをロンドン石鹼カンパニーとして組織化するための特許状が与えられており、これは「独占大条例」を回避するために組織化を図って独占権を得たものである。³⁹⁾ 新しく設立されるカンパニーには、以下三つの法的・経済的条件の少なくとも一つが当てはまることが求められた。1. ウェストミンスター石鹼カンパニーのように真正または自称の発明を利用するために設立されたものであること。2. 既存のギルドないし同職組合 (livery companies) であって新たに独占的営業権を与えられたもの、ないし既存の古い同職組合から分離した小職人からなる新設のカンパニーであること。⁴⁰⁾ 3. 生産物のすべてを直接国王あるいは国王が指名する代理人に販売することに合意したカンパニーであること。

第一の条件にあてはまるものに、1636年に設立されたグレイト・ヤーマス塩カンパニーがあり、それは新発明の生産方法に基づくカンパニーでありメンバーには寝所部近侍などの宮廷高官が含まれていた。このグループには、その権利が発明に基づくものではなく、以前に海外からの輸入品をイギリス市場に提供していたことを根拠とするものもあった。その事例としては、でんぷん生産者、シェフィールドの塩生産者、あかね生産者などがある。⁴¹⁾

新技術などの「発明」によるもの、旧ギルドないし同職組合から転成したもの、国王にのみ販売するもの。この三者に対して「1624年独占大条例」は独占を認許した。第二の条件である伝統的ギルドから新型のカンパニーに転成したものに、1638年に生産独占権を獲得したビーバー生産者や手袋生産者やレンガ生産者やたばこパイプ生産者などがあつた。⁴²⁾ 第三の条件によるカンパニーにはピン生産者やカード生産者など国王にだけ製品を販売していたものがあつた。⁴³⁾

独占認可と国王への上納金

既述のとおり独占認可の背景にはその代償として一定の課金を国王が取得する財政的意図があつた。独占認可の対価である国王への上納金を得るといふ財政政策は

39) cf. Fisher, 'Some Experiments in Company Organization', *Eco. H. R.*, 4/2 (1933), pp. 177-194.

40) ロンドンのギルドと国王との関係について。Ashton, *City, 2. Institution and oligarchy II guilds and companies*, pp. 43-82; idem 'Charles I and the City', in F. J. Fisher (ed.), *Essays in the Economic and Social History of Stuart England* (1961), pp. 138-63; G. Unwin, *Industrial Organization in the 16th and 17th Centuries* (1957), V. Stuart Corporations of small masters.

41) 塩生産者について。E. Hughes, *Studies in Administration and Finance 1553-1825 with Special Reference to the History of Salt Taxation in England* (1934), pp. 84 ff.

42) ビーバー生産者について。Unwin, *op. cit.*, pp. 145・6.

43) 発明品特許による伝統的なタイプの独占の場合、本来14年限定であつたがその後も引き続いて効力を維持することがあつた。Asch, *op. cit.*, p. 369.

1621年以前よりも1630年代により強化されている。1630年代の独占権授与は一般消費税の導入に相当するという理解がなされた。「何人も1630年代に商品の消費税にあたるものを支払わなければ商品を買うことができなかつた」と言われた。⁴⁴⁾ 独占特許の認可は、特許権者が年々一定金額を収めるのではなく生産した商品に応じて相当の課金を国王に支払うという条件でなされた。アッシュは、この独占政策が成功していれば、船舶税などの政策と合わせて、国王の財政問題を戦時にも解決することになったかもしれない、と述べている。⁴⁵⁾

事実としてはこの独占政策は1637年までしかるべき財政的成果を上げることができなかつた。1637年に、宮廷関係者が牛耳るウェストミンスター石鹼カンパニーの閉止と旧ロンドン石鹼生産者の復権と独占付与によってたしかに年30,000ポンドの収入をあげた。チャールズ一世期の独占政策は1637～8年にその頂点をなしたが、その「親政」の終期には独占政策が国王財政の主軸をなすことはなかつた。ただ財政的意義の低下にかかわらず、ウェストンの後継者である大蔵卿ジャクソン(在任1636-41年)は独占政策に積極的な有力廷臣にあえて抗って衝突することはなかつた。チャールズ一世の宮廷ではジャクソンは「(独占政策にとって) これまでにない最良の人物である」と評されていた。⁴⁶⁾

デユッパのビール独占

国王財政の改善に貢献するとみられる企画としては、煙草・ビール・葡萄酒の独占政策があつた。後にビール税は他を抜きんでて収益性のあるものとなり、17世紀末には消費税の大半はビール税が占めた。ただビール税は他の税以上に不人気であつた。1637年のビールに関する新企画はジェームズ・デユッパ(James Duppa)によるもので、すべての麦芽業者と醸造業者が各州に設けられる組合のメンバーになるというもので、このメンバーだけに麦芽生産と醸造を許可するというものであつた。組織化された醸造業者は醸造に際して用いる麦芽について一定の課金の支払いを義務付けられた。この企画が軌道に乗れば、国王には年々少なくとも10,000ポンドの収入が保証されるとデユッパは見込んでいた。⁴⁷⁾ しかしこの企画は極めて不人気なもので、醸造組合設立委員会に付与された権限が自らの権利を侵されるとみた治安判事からの

44) Asch, *op. cit.*, p.369. 大塚「初期独占論」, 443頁。

45) Scott, *op. cit.*, i. pp.216 f., ; Price, *op. cit.*, pp 41 f.; F.C. Dietz, *English Public Finance 1558-1641* (1932), p.264.

46) T.A. Mason, *Serving God and Mammon, William Juxon, 1582-1663, Bishop of London, Lord High Treasurer of England and Archbishop of Canterbury* (1985), pp.95-107. MasonはJuxonを企画者の批判者としているがGoringのような人物と緊密な協力関係にあつたことを認めている。

47) Duppaの企画について。S.K. Roberts, 'Alehouses, Brewing and Government under the Early Stuarts', *Southern History*, 2 (1980), pp.45-1, 62-7.

反発が大きかった。そのため醸造業者組織化の委任状は組織が設立されて1年もしない1638年6月に撤回された。⁴⁸⁾

ゴーリングの煙草独占

これとほぼ同時期の1638年2月にゴーリング卿が煙草独占を獲得している。ゴーリングはバッキンガム公の取巻きであったが、公の暗殺（1628年8月）後廷臣としての影は薄くなっていた。それだけに一層企画者として抜きん出ようとしたのである。すでにゴーリングは1627年に葡萄酒販売特許とバター輸出特許を獲得していたが、1636年にウィリアム・ジャクソンが大蔵卿についたことで弾みがついた。旧知の者（パトリック・ウオリック）がジャクソンの側近になったことでチャンスは膨らんだ。⁴⁹⁾

ゴーリングは自らが率いる組織で関税の「大請負」を引き受け、関税徴税請負人の地位と煙草独占とを結びつけようとした。煙草独占は国王に多額の収入を保証すると見込まれていた。ゴーリングのライバルたちは、それまで関税請負をしていたが、新たなゴーリングの請負組織には加わらず関税の国王による直接徴収を期待し、宮廷では侍従長（lord chamberlain）ペンブルック伯の支援を受けていた。ライバルたちは、ゴーリングが煙草独占を望むなら関税請負を手放すべきである主張した。これに対してゴーリングは、煙草先買の独占権を行使するためには巨額の資本が必要でそれは関税請負の収益を担保にすることよってはじめて得られると反論した。⁵⁰⁾ こうしてゴーリングは輸入煙草税の徴収請負と煙草販売免許取次権を獲得し、併せて関税「大請負」をも手に入れることになった。しかし煙草輸入独占は失敗に終わった。ヴァージニアなどのイギリス領植民地のプランターとの契約合意が不調に終わり、当初は年20,000ポンド、その後は120,000ポンドを国王に上納するという約定の履行が果たせなくなった。ゴーリングの煙草独占の特許が1638年7月に無効とされ、同時に関税請負権も失った。⁵¹⁾

ウィルモット卿のビール独占とハミルトン侯の葡萄酒独占

デユッパの醸造業者組織化の委任状の破棄とゴーリングの煙草特許の破棄はチャールズ一世の独占政策の転換を意味するものではなかった。デユッパの企画破綻後、同じビールについてその醸造免許取次権から得られる収益で近衛騎馬隊の編成費用を調達するという企画が、ウェントワースのライバルであるウィルモット卿（Lord

48) 醸造業者組織化の委任状の撤回について。 *Stuart Royal Proclamations*, ii, no. 264 (18 June 1638); T. G. Barnes, *Somerset 1625-1640, A County's Government during the Personal Rule* (1961), pp. 194・5.

49) Goring-Warwick-Juxon の結びつきについて。 Mason, *Juxon*, pp. 103-6.

50) R. Ashton, *The Crown and the Money Market* (1960), pp. 100-3; *Stuart Royal Proclamations*, ii, no. 257 (14 Mar. 1638.); 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年), 109頁。

51) Ahton, *Money Market*, pp. 104・5; 酒井『財政史研究』110-11頁。

Wilmot) から 1638 年夏に提案された。デユッパの企画で制約を受けていた居酒屋 (alehouses) がビール自家醸造をする免許を取次・販売する独占権をウィルモット卿に与えるというものであった。この企画は国王に年額 20,000 ポンドの収益を上げるものと見込まれ、近衛騎馬隊の常備軍化の費用を賄うものとして期待された。この企画はスコットランド貴族ハミルトン侯 (James Hamilton) から強い支持を受けた。1638 年 11 月に始まったスコットランドの反乱によって生じた軍事的財政的危機の打開のための独占政策という面もあった。⁵²⁾ しかしこの企画は枢密院の承認をえることがなかった。ビール独占企画は成立しなかったがもう一つの酒類である葡萄酒については進展を見た。1638 年 6 月、国王はロンドンの葡萄酒商人カンパニー (the livery company of vintners in London) に葡萄酒小売りの独占権を与え、葡萄酒商人の旧来の商売敵であった酒屋 (coopers) を葡萄酒販売業から排除した。ロンドン葡萄酒商人は全国的な葡萄酒小売り免許を取次・販売する権利を獲得し、その見返りに葡萄酒一トン当たり 40 シリングを国王に上納することになった。⁵³⁾

独占の財政的価値と独占批判

1637-8 年は、親政期における独占政策の頂点をなしていたが、同時にそれは独占政策の終わりの始まりでもあった。葡萄酒商人との契約締結後数か月後に、戦争委員会は、独占権認可が一般に不評を買っており、ただでさえ困難なスコットランド戦争のための兵士召集を一層困難なものにしているとして、少なからぬ独占権認可を取り消すよう国王に求めた。⁵⁴⁾ 1639 年 4 月に、委任状と特許の形での 27 種の独占権認可を撤回ないし中断する布告が出された。ただ国王財政にとって不可欠なものは撤回されることはなかった。⁵⁵⁾ しかもこの布告の発行以後も新たな独占企画 (エンデエミオン・ポーターの紙独占やレノックス伯への海運炭精錬独占や乗用馬の御者の組合化) の議論が続けられていた。⁵⁶⁾ たしかに 1638 年夏以降独占批判は大きくなってはいたが、1630 年代の主要な独占認可は長期議会まで撤回されることはなかった。

財政的に見て独占は 1630 年代の末まで国王にとって捨て難いものになっていた。石鹼独占からは年 30,000 ポンド、葡萄酒独占から年 30,000 ポンド、ゴーリングの煙草販売免許の取次独占などから 13,000 ポンドが国王に上納されていた。⁵⁷⁾ その他小規

52) Asch, *op. cit.*, p. 373, n. 54.

53) 葡萄酒への 40 シリングの税について。A. Crawford, *A History of the Vintners Company* (1977), pp. 118-27; Ahton, *City*, pp. 145-7.

54) *CSPD 1638-39*, p. 99 (cccci. 59, 11 Nov. 1638)

55) *Stuart Royal Proclamations*, ii, no. 283 (9 Apr. 1639)

56) エンデエミオン・ポーターの紙独占について。CSPD 1640, 226; cccccc. 205.

57) 先述のとおりゴーリングの煙草輸入独占は不発に終わったが、販売免許の取次独占は機能した。それに対する特別の布告については次を見よ。Stuart Royal Proclamations, ii, no. 291 (19 Apr. 1639)

模な独占，すなわち澱粉・金糸銀糸の生産・ガラスや鉛の生産・（年 12,000 ポンドを上納した）ミョウバン生産などから総額 20,000～30,000 ポンドの収益が国王にもたらされていた。⁵⁸⁾ 独占は国王に収入をもたらしたが，独占権を得た企画者が独占認可者たる国王の取り分を上回るいわゆる「中抜き」利益を得ていた。また国王にもたらされた独占からの収益も廷臣の年金に充てられたことも看過できない。⁵⁹⁾ 独占政策からの収益を，国王と廷臣，廷臣を含む各種の企画者が山分けしていたのである。1620 年以前においても独占認可が国王の財政的困窮打開策として重要であったが，1630 年代のそれは以前にもまして国王財政にとって重要であった。また独占政策は国王に寄生する貧困廷臣や「中抜き」を狙う企画者にとっても頼みの綱であった。

三。「親政」末期の独占

独占認可の差配：国王近侍と行政官

チャールズ一世「親政」期における独占認可のあり方は 1630 年代の国王恩顧システムの作動様式を典型的に具現している。1628—9 年以後の状況は，一方で財政緊縮の必要に迫られており，他方でバッキンガムの死が，数が限られた独占認可や特権の配分を専一的に決定していた寵臣の不在を意味し恩顧システムに大きな影響を与えていた。1628 年に大蔵卿となったウェストンが閣僚の首座に就いたがバッキンガムのような国王の私的寵臣ではないウェストンには公的な行政の局面以外での影響力は薄かった。⁶⁰⁾ それでもチャールズが訴訟や請願を（私的寵臣を越えて）国王に直に提出させたことでむしろウェストンの立場が強化された面もあり，このことは国王の寝所部近侍を務めるカーライル公やホランド伯などの非行政的廷臣 (*mere courtier*) の影響力を減ずることになった。

訴訟や請願が国王に直接上げられたことによって，独占・特許などの証書への署名が国王自身によってなされる経路が拡大した。1628 年までは，独占などの認可を証明する証書への署名はその大半がバッキンガム自身か寝所部近侍によってなされていたが，バッキンガムの死後大きく変わった。1630 年代には証書への署名は国王自身によってなされており⁶¹⁾，法的・財政的に重要度の高い証書 (*patents*) のすべてが法務長官や大蔵卿及び財務府長官によって事前審査を受けており，非行政的廷臣（＝私的寵臣）の恩顧配分に対する影響力は制約を受けた。しかし，國務卿や大蔵卿や枢密

58) C. Russell, 'Charles I's Financial Estimates for 1642', *BIHR*, 58 (1985) pp. 114-7.

59) Asch, *op. cit.*, p. 375.

60) Alexander, *Weston*, p. 127.

61) Buckingham 隆盛時の国王証書の発給について。N. Cuddy, 'The Revival of the Entourage: The Bedchamber of James I, 1603-1625', in D. Starkey (ed.), *The English Court from the Wars of the Roses to the Civil War* (1987), pp. 218-21.

院などが中軸をなす秩序だった官僚制的政府の外見の背後で、国王の私的取巻きなど国王と接触機会のあるものがお影響力を及ぼしたことも事実であった。

独占認許に関する限り、1630年代の特許 (patents) から私的な利得を得たのを見ると国王・王妃の私的取巻き (personal entourage) が30年代の企画推進にもやはり大きな影響力を持ったと言える。宮廷の中で核となる国王付き寝所部近侍の多くが特許・独占から私的利益を得ていた。最も積極的であったのはハミルトン侯であり、ホランド伯は金糸銀糸の生産特許から得られる国王収益から年金を与えられており、アングラム伯は澱粉独占にかかわりアカミノキの独占的輸入権も与えられており、レノックス公は白地毛織物の輸出権の特許を相続していた。⁶²⁾

同じく寝所部侍者のエンデミオン・ポーターはウェストミンスター石鹼カンパニーとヤーマス塩カンパニーという1630年代の二大独占組織に関与していた。⁶³⁾ 王妃サイドではゴーリング卿が傑出した独占業者であったが、王妃付き寝所部近侍の中にもこの種の企画に深く関わるものがいた。たとえばサヴェッジ卿夫人は硫酸鉄の先買い特許を持っていた。下級廷臣のダヴィッド・カニングムはシルクハットやボタンの職人組合の後援者をしていた。⁶⁴⁾

1630年代の独占：トーマス・ウェントワースとハミルトン侯

1630年代の独占特許の企画に関与した廷臣や官職保有者の中で政治力のある大立者はハミルトン侯とトーマス・ウェントワース卿であった。ハミルトン侯はスコットランド出身で1628年のバッキンガム公他界後公の重要官職であった騎馬隊長 (king's master of the horse) を引き継いだ典型的な「職業的」廷臣かつ寵臣であり、既存の恩顧政策や行政システムの改革を阻止しそのままの形でそれを私益のために利用した。一方、1632年にアイルランド総督 (lord deputy) に就いたウェントワースは宮廷内の知己 (カーライル伯やカンタベリー大主教ウィリアム・ロード) と連携し、ハミルトンが依拠する既存の行政組織にみられる腐敗と非効率と戦う「徹底した」行政改革 (Thorough policy) の急先鋒であった。国王の財源の強化を図る一方で旧法に拘らない点でチャールズ一世の「親政」の革新性の化身でもあった。とはいえウェントワースの独占に対する姿勢は、独占を国王財政の改善の手段とみなすとともに公益と私益がないまぜにされる世界、すなわちハミルトンと同じ世界に属していたことも否定できない。

62) Holland 伯の得た年金について。 *Stuart Royal Proclamations*, ii, no.209 (18 Jan. 1636) Lennox レノックス公の白地毛織物の輸出権の特許について。 *CSPD 1636-37*, p.106. cccxxx..79

63) Endymion Porter のその他の企画への関与について。 G.Huxley, *Endymion Porter, the Life of a Courtier, 1587-1649* (1959), pp.196-214. (塩独占について pp.201-2, 石鹼独占について pp.202-5.)

64) Asch, op.cit., p.378.

ハミルトンの鉄独占

有力なスコットランド貴族で寝所部近侍と騎馬隊長を兼務するチャールズの側近中の側近であったハミルトンは、「他の誰よりも果敢に大胆な企画を起し周囲を押しつけて法をものともしなかった。」とクラレンドンが評している通り、30年代後期の二大企画に積極的に関わった。二大企画とは、「葡萄酒課金」の徴収と「イングランド産鉄の刻印」の委任業務である。⁶⁵⁾「鉄の刻印」業務ははじめグリンバルト・ポーンズフット (Grimbald Pauncefoot) が国王に提案したもので、すべての鉄生産を、委任を受けた特定官職の管轄下に置くことを狙ったものである。これによって木炭を作るために膨大な木材が伐採され森林が荒廃することに対して、製鉄業者が国王に課金を支払い、さらに生産された鉄に特別査察官が刻印しその業務に対して課金を支払うという提案をした。1633年3月にポーンズフットがこの提案をした折は、有力廷臣エンデミオン・ポーターの後援を受けていたにもかかわらず法務長官ノイの反対によって実現しなかった。しかしポーンズフットはこの企画をあきらめず新たにハミルトン侯の後援を求めた。1636年10月にポーンズフットはハミルトン侯と契約を結び、侯にこの企画から得られる収益から年1,000ポンドの支払いを約した。収益が2,000ポンドを超えるときは2,000ポンドの超過分の2/3を侯が受け取るようになった。⁶⁶⁾この「鉄独占」企画は実行家と後援者との間での収益分割の実態が知られるまれなケースである。契約成立後に、ハミルトンは全鉄工所を査察する権限をポーンズフットに与える保証書への署名を国王から直に得た。

しかし国王の署名のある鉄独占の「保証書」への国璽の押印を国璽尚書コヴェントリが拒否をした。ハミルトンはコヴェントリが押印拒否を思い止まることを国王から説得するよう依頼し、なんとかコヴェントリは押印を承諾した。この特許に不都合が判明すればそれを無効にするという新たな条件を付して国璽押印がなされた。⁶⁷⁾しかし契約の正式の承認がなされた後も、国務卿クックは、次の事実を示してこの特許を批判した。特許権者ポーンズフットは刻印された鉄1ハンドレッドウェイトあたり4ペンスの支払いを鉄工業者に義務付けており、総額数千ポンドを鉄工業者はポーンズフットに支払っていた。しかしポーンズフットは国王に年67ポンドの支払いしかしていなかった。結局この特許は1639年4月に無効にされた。⁶⁸⁾

65) Ibid., p.379.

66) Ibid., p.380.

67) ハミルトンへの全鉄工所査察権の特許は1637年7月29日の布告によって認められた。Stuart Royal Proclamations, ii, no.243.この布告は、木材乱伐禁止法に対する違反行為について鉄生産者と示談をするD.カニングムらに与えられた権限とセットになっていた。示談金徴収者にはG.ポーンズフットがなった。

68) Stuart Royal Proclamations, ii, no.283.

ハミルトンの葡萄酒独占

「鉄独占」企画は寵臣ハミルトン侯を後ろ盾にするポーンズフットからの提案という性格が強かったが、同じハミルトンがかかわった 1630 年代後期の「葡萄酒独占」は国王側からの提案であった。1633 年にすでに枢密院はロンドン葡萄酒カンパニーに対して販売する葡萄酒に課金をかけることに合意するよう試みたことがあった。その後も説得が続き 1638 年によりやく販売される葡萄酒 1 トン当たり 40 シリングの支払いをロンドンの葡萄酒商人に認めさせた。さらに 40 シリングの課金の徴収をレント 30,000 ポンドで葡萄酒商人自身に請負させた。また国王は葡萄酒商人がロンドンで葡萄酒の小売する独占権を認めた。この企画でハミルトンは国王と葡萄酒商人の仲介者を務めただけであったが侯はこの企画から相当の収入を得た。侯は葡萄酒課金の徴収請負人のレントから 8 年間 4,000 ポンドの年金を与えられ、さらに 39 年には同じ財源から 10,000 ポンドを国王から下賜された。さらに侯はその縁者三名のために 500～1000 ポンドの年金を引き出している。⁶⁹⁾

「鉄独占」と「葡萄酒独占」のほかにもハミルトンの関わった企画は少なくなく、それら 1630 年代後期の企画では、前の大蔵卿クランフィールドやそれまで法務長官や国王裁判所 (King's Bench) 首席判事していたロバート・ヒースや軍中將ウィルモット卿らが助言者や協力者であった。これらの独占政策は「狩猟管理人が密猟者を兼ねる」と揶揄されるとおり、認許者と執行者双方が公益と私益の二つながらを追求した。ハミルトンとヒースが共同で行ったものにダービーシャの「鉛鉱石の先買い権」企画やスコットランド塩生産者をイギリスの特許権者から保護する企画があった。⁷⁰⁾ さきに述べたように、ウィルモット卿と共同した企画に、居酒屋経営者が自らビールを醸造する権利を課金をとって認める企画があった。自家ビールの生産は 1637 年の布告が各州に醸造組合を設けて以降禁じていたものを課金を取って認めるというものであった。ただこのウィルモットの企画はヒースの後援があったものの国王の承認は得られなかった。⁷¹⁾ ロンドンの馬車の御者に対する免許取次権についてはハミルトンは首尾よく取得した。⁷²⁾

ハミルトンの独占関与とチャールズ一世の「親政」

ハミルトンの代理人が取得したものに、スコットランドにおける煙草販売免許発行の特許(煙草独占)があった。イングランドにおける煙草販売免許発行の特許についてゴーリングから共同取得を持ち掛けられたがその成否は不明である。またアイルラ

69) Ashton, *City*, pp. 146-7.

70) クランフィールドについて。M. Prestwich, *Cranfield: Politics and Profit under the Early Stuarts* (1966), pp. 548-61. ヒースについて。P. E. Kopperman, *Sir Robert Heath 1575-1649* (1989), p. 265.

71) *Stuart Royal Proclamations*, ii, no. 240.

72) *Stuart Royal Proclamations*, ii, no. 210.

ンドでの煙草販売免許発行の特許についてハミルトンがその獲得に乗り出したが、この独占がウェントワースに与えられたため失敗に終わった。⁷³⁾ ハミルトンがアイルランドでの煙草独占の取得に失敗したことが、1640年にアイルランド総督としてのウェントワースへの反感と弾劾支持にまわった一因であった。⁷⁴⁾

ハミルトン侯はチャールズ一世の「親政」が終わるまで独占と企画にかかわり続け、「親政」末期の1639年になっても現存の硬貨に打刻してその価値を操作する計画に関与していた。そのため長期議会が開会すれば議会の非難の主要ターゲットになることが予想された。これを警戒してハミルトンは1640年になって「親政」期の政策の批判者と誼を通じて独占政策の推進者として訴追されるのを回避しようとした。ただハミルトンはチャールズの「親政」が続く限り国王への影響力を利用して種々の独占的利権を確保したことは否めない。国王への影響力という点でスコットランド危機の醸成は彼には追い風となった。スコットランド危機は以前にもまして国王がハミルトンのようなスコットランドにおお影響力を持っている者に依存し宥和的にならざるを得なくした。⁷⁵⁾ また、スコットランド貴族のハミルトンがイングランドでは「土地なし新来者」であったことが、独占政策に熱心に関与して手っ取り早く収益を得ようとしたと考えられる。ゴーリングやホランドなどはスコットランド貴族ではないが、土地収入がもとより少なかったためその補填に独占からの収入を得ようとはかった。土地 (land) を媒介とする本来的な封建的主従関係から次第に官職 (office) を媒介とする役得封建制がその比重を増していた。⁷⁶⁾

ウェントワースの「徹底政策」の矛盾

ハミルトンが手近で新規の収入を探った典型的な「職業的」廷臣であったのと違って、ウェントワースは国王権力の強化のために政府組織と行政機構の構造改革を真剣に目指した数少ない政治家であった。⁷⁷⁾ 少なくとも公的には、ウェントワースは独占

73) J. P. Cooper, 'The Fortune of Thomas Wentworth, Earl of Strafford', in G. E. Aylmer and J. S. Morrill (eds.), *Land, Men and Beliefs* (1983), pp. 170・1.

74) Asch, *op. cit.*, p. 384.

75) Sir John Temple は1641年二月に、ハミルトン侯は、国王と議会の宥和策を講ずることで庶民院による告発を回避した、と述べている。Lord Saye は、同年11月にハミルトンの告発はかれがスコットランド危機のさなかにスコットランドにおける国王の弁務官としての働きと関連付けられるかもしれないが、独占権者として弾劾を回避するためには Saye 自身や John Pym などの支援が欠かせないと、ハミルトンに伝えている。Asch, *op. cit.*, n. 101.

76) ゴーリングとハミルトンの1641年の地代収入はそれぞれ1,100ポンド、2,200ポンドであった。L. Stone, *The Crisis of the Aristocracy* (1965), p. 761.

77) Wentworth について。C. V. Wedgwood, *Thomas Wentworth of Strafford 1593-1641: A Reevaluation* (1961), (徹底政策について pp. 87, 120-22); Cooper, 'The Fortune'; J. Watts, 'Thomas Wentworth, Earl of Strafford', in T. Eustace (ed.), *Statemen and Politicians of the Stuart Age* (1985).

と新企画の推進者の敵であった。「親政」が始まってかなり経った1637年の時点でウェントワースは「(新) 企画について、私はそれを決して好むものではないし、それができるだけ少ないことを望む。(新) 企画は現在醜態(状態)である。」と言っている。⁷⁸⁾ ウェントワースはこの言葉通りすべての独占企画に批判的であった。ウェストミンスター石鹼カンパニーが石鹼の原料の一つである獣脂(tallow)のアイランドからの独占的輸出権を望んだときもそれを阻止している。さらにその後アイランド国内での石鹼製造の独占権をエンデミオン・ポーターに与える企画にも反対している。さらにアイランドで煙草(小売)免許の取次権を私人に与えないよう国王に進言している(1635年4月)。ウェントワースは、数年後にゴーリング卿がイングランドで煙草独占を求めたときも、国王に主要商品に対する管理権を私人に譲渡しないよう進言している。

アイランドでは生産・買占・貿易・小売免許取次などの独占に加えて種々の経済的規制を担当する官職の授与もなされていた。寝所部近侍の一人であったジョージ・カークはアイランドの計量局のポストを求め、アイランドからの輸出品の重量と品質を管理する権利とそれに見合う手数料収入の要求をした。ウェントワースはこれに強く反発し、カークにこの権利を認めれば臣民には苦痛となり国王には関税収入減になると批判した。しかしウェントワースの独占批判は自身の利害がかかわるものについては一転軟化した。ウェントワースはアイランド着任前に総督就任の条件としてイングランドにおけるミョウバンの生産独占を求めている。ミョウバン独占は「1624年の独占大条例」では手付かずのままにされた数少ない合法的独占の一つであった。しかしそれは紛うことなき独占であり1630年代末にはウェントワースに年2,500ポンドの収入をもたらした。⁷⁹⁾ さらにアイランド着任後、ウェントワースは鉄砲(iron ordnance)生産独占を設けようとした。この計画はウェントワースに新たな収入をもたらすとともに、アイランドの有力者であるクック伯の権勢を削ぐものであった。クックが国王から不正な方法で入手したとされる森林地は鉄砲生産の燃料を提供するものであった。ウェントワースが鉄砲生産独占を獲得することになれば、その燃料を提供するクックの森林地の所有権の正当性が俎上に上ることになる。ただこの鉄砲生産独占企画は実現に至らなかった。⁸⁰⁾

鉄砲生産独占より重要で短期間ながら成功したのが、先にも触れたアイランドへの煙草輸入独占であった。ウェントワースはゴーリングやハミルトンのアイランド

78) Asch, op. cit., p. 386.

79) P. Zagorin, 'Sir Edward Stanhope's Advice to Thomas Wentworth, Viscount Wentworth, concerning the Deputyship of Ireland', *Historical Journal*, 7 (1964), p. 302; Cooper, 'The Fortune', pp. 159-60.

80) Cork について。N. Canny, *The Upstart Earl: A Study of the Social and Mental World of Richard Boyle, First Earl of Cork, 1566-1643* (1982).

への煙草輸入の独占を不発に終わらせた上で、自らアイルランドでの煙草先買いの請負権を国王から得た。ウェントワースはその弾劾裁判で、この煙草独占で国王にわずか5,000ポンドのレントを支払うだけで自らは年額100,000ポンドの収益を得たと告発された。この独占は「親政」崩壊時には有効に機能しておらず告発で示された年額100,000ポンドという数字は根拠薄弱であった。しかしウェントワースはこの煙草独占から全体として数千ポンドの収入を得たことは確かであるとアッシュは見ている。結論としてウェントワースは自身に収入をもたらす独占は自ら求めて確保した。従ってその独占批判は偽善的であったとも言える。⁸¹⁾

ウェントワースの姿勢は、初期近代の行政に纏い付く問題性を典型的に具現したものであるといえよう。ウェントワースの独占批判をはじめとする改革志向を全面否定してすべて偽善的であったと断定することは控えなければならない。またその統治を委ねられたアイルランドを、君寵を私的目的に利用する中央の廷臣の影響力から解放し、またクック伯のような現地の官職保有者や地方行政官の旧来的支配からも解放せんとしたことは評価しなければならない。アイルランドの既存の統治機構の改革のために自己の権限と富を用いて貧弱な行政資金の補強を図ったと言えるのかもしれない。⁸²⁾ アイルランドで自らが権限と富において絶対的に優位な地位を確保することで初めて自らが目指す行政的・政治的改革を推進することができた。もちろん、公的官職を私的利益のために用いることは改革が目指すものと真逆のものであることは論を待たない。これはウェントワースの「徹底政策」の矛盾と言うしかない。

結果において、ウェントワースの「徹底政策」はイングランドでもアイルランドでも失敗に終わった。ハミルトンのような窮乏し貪欲な廷臣や官職保有者を満足させ、議会抜きで政府の収入を補強するために設けられた独占のほぼすべて（1656年に財務府裁判所でその独占権が最終的に確認されたロンドン石鹼カンパニーを例外として）がチャールズの「親政」崩壊とともに消滅した。⁸³⁾

四. 小括

1630年代における種々の独占企画によって国王の財政的困窮は救われることはなく、ただ独占によって損害を受けた既存の生産者利害からの不満をのみ残したと言う

81) Asch, *op. cit.*, p.388. n.114, 115, 116; Cooper, 'The Fortune', pp.169-170, 175.

82) アイルランドにおけるウェントワースの役割に、について Cooper, 'Strafford: A Revaluation', in Aylmer and Morrill (eds.), *Land, Men and Beliefs*, pp.192-200; Wedgwood, *Thomas Wenworth*, pp.117-46; T. Ranger, 'Strafford in Ireland, A. Revaluation', *Past and Present*, 19 (1961); A. Clark, 'The Government of Wenworth 1632-40', in *The New History of Ireland, iii. Early Modern Ireland 1534-1691* (1978).

83) Price, *op. cit.* pp.126-28; CSPD, 1653-54, p.99, xxxix 68.

ことは基本線として間違いないであろう。ただ独占政策の具体的執行の実際を見ればより錯綜した事態に看過すべきでない諸事実が見てとれる。

1630年代における独占の復活は、宮廷内に恩顧配分政策を専一的に差配する有力な個人が存在しなくなったポスト・バッキンガム現象である。大主教ロードは1635年以降頭角を顕わしたが30年代前半の大蔵卿ウェストンと同様に国王自身に対する側近的影響力が限定的であった。⁸⁴⁾ 1630年代の派閥抗争は抜きん出た寵臣の不在によってその性格が隠微なものであった。攻撃の集中的目標となる寵臣がいなかったことと、チャールズ一世が廷臣・大臣の誰に対してもその君寵を断つようなことをしなかったこと、この二つのことがジェームズ一世時のような厳しい派閥抗争が起こるのを未然のものにした。1630年代に、廷臣が政治的生命をかけた抗争をすることはなかった。逆に恩顧をめぐる君寵を求める日常的せめぎ合いは1628年以前より熾烈であった。バッキンガム公が健在であった時、公が承認しない独占や特許の訴願が受諾されることはなかった。しかし30年代には廷臣の要請が国王の署名を得る障壁は低くなっていた。独占や特許の国王認可の道が多くあったということで、相互に矛盾対立する種々の独占や特許が調整されず混乱することもあった。30年代に二つの塩独占が承認されたことは認可政策の一貫性のなさを示す好例である。⁸⁵⁾

認可が求められる独占や特許の相互間の調整や認可の政策的に一貫性が欠如していたうえに、国璽を得たのちに数年・数か月の短期間に認可が取り消されることで一層混乱した。ウェストミンスター石鹼カンパニーやゴーリングの煙草独占がその好例である。バッキンガムのような一頭地を抜く寵臣が恩顧システムを差配していた時はこのような混乱は起こらなかった。抜きん出た寵臣に恩顧政策を専一的に差配させたことで、国王自身が各種の恩顧の申請に八方美人的な対応をすることからくる混乱は防止された。チャールズ一世は「なにか拒否すべきことがあれば、それは貴公(バッキンガム公)がすべきであり私ではない」と言って憎まれ役をバッキンガムに押し付けた。⁸⁶⁾

1630年代の独占認可と1624年以前のそれとを比較すると、さらに別の相違点が見いだせる。30年代の大半の独占認可は、独占権を組織に対して与えるものであった。「1624年独占大条例」は、宮廷に縁故を持つ恩顧仲介者が当該の貿易や生産の既得権者＝既存の製造業者(少なくともその一部)と共同する新組織(an incorporation of existing manufacturers)を独占禁止の除外例として援護した。いわば「小生産者の取り込み」がなされたのである。ウェストミンスター石鹼カンパニーのように旧来の生産

84) Trevor-Roper, *Laud*, pp.211 ff; Carlton, *Laud*, pp.111 ff.; Alexander, *Weston*, p.165.

85) トーマス・ホースが率いる南北シールド塩カンパニーとニコラス・キャッスルが率いるヤーマス塩カンパニーが競合し、加えてトーマス・カルペッパーに第三の独占が認可され混乱は一層輪をかけられた。Hughes, *Studies*, pp.96-115.

86) Asch, p.390, n.122.

者の既得権益を無視して国王とのつながりあるものだけが独占化を狙った場合は成功の機会は少なかった。その後生まれたロンドン石鹼カンパニーは既存の製造業者を組み込んだものであった。買占独占をする特権的商人層が既存の小職人を取り込んで独占的カンパニーを作ること、さらには大規模カンパニーから排除された既存の製造業者が自己を組織化して独占体を形成した。

『間屋制度』なるものは、原料供給とその製品の販路を押さえるという『独占』的買占によって、買占商人が中小生産者層を自らの支配下にいつまでも繋ぎ止めようとする努力の現れにほかならず、だからこそ市民革命期には、こうした『独占』的買占に対して、マニュファクチャー経営者（＝産業資本）を先頭とする中小生産者層の〈free trade〉への要求が『下から』盛り上げられていくことにもなったのである。⁸⁷⁾「1624年独占大条例」を回避して、有力商人が宮廷縁故者と組んで独占権を獲得するとともに既存の小生産者を抱え込んで「自らの支配下に繋ぎ止め（る）共生体」を形成したのは、マルクスの言う「二つの道」のうち「生産者が商人になる革命的な仕方」に対立する「商人が生産を直接に占領する仕方」を意味しているといえよう。⁸⁸⁾

チャールズ一世の「親政」自体がスコットランドとの戦争という外的要因によって崩壊したのであり、いずれ内外の要因によってその持続性は試められるとしても、もしスコットランド戦争がもっと時間的に遅れていたならその独占政策は破綻をまぬかれたのではないかというのがアッシュの見解である。国王・宮廷との縁故を持つもつ個人が独占の特許を得る形ばかりでなく小生産者を取り込んで間屋制的に支配する独占体も、「親政」崩壊とともに衰微したことは確かである。しかしロンドン石鹼カンパニーのように長期議会の試練とチャールズ一世の退場という事態を乗り越えて1656年まで生き延びた事例もある。⁸⁹⁾ロンドン石鹼カンパニーは1640年に国王に30,000ポンドという相当の収入をもたらしていた。国王の独占政策が国王からシテイを離反させたとアッシュトンは言っているが、独占政策が成功していたらシテイの離反をカバーできたかも知れない。⁹⁰⁾さらに親政期の独占政策が破綻した要因としてアッシュが上げるのは、既述のとおり二十年代に独占政策を専一的に差配したバッキガム公のような独裁的司令塔の不在である。そのため独占権の授与が安易に乱発され相互に矛盾する無秩序なものであったことである。スコットランド危機の勃発、独占政策の専一的差配人の不在、シテイの離反、これらの要因が、「1624年独占大条例」による組織体への独占権付与の容認によって生まれた「小生産者を取り込んだ独占体」

87) 大塚「初期独占論」435頁。

88) 長谷部文雄訳『資本論』河出書房版4、275・6頁。

89) Price, *op. cit.*, pp. 126 f.

90) Ashton, *City*, pp. 81・2, 201-4.

のありえたであろう存続をロンドン石鹼カンパニーを例外として不可能なものにしたのではないか。以上がアッシュの説くところである。⁹¹⁾「(生産者に対して) 商人としての支配を行うだけ(の)・・・このやり方は、いたるところで現実の資本制生産様式を妨害(し)、後者(生産者が商人になる道)の発展につれて衰微する。」というマルクスの展望はアッシュにはない。⁹²⁾『買占的独占』であった・・・『初期独占』もまた、その産業経営ともども、市民革命に際して『下から』成長する産業革命の要求によって徹底的に破砕されねばならなかった。」という大塚の論断とも無縁である。⁹³⁾

91) Asch, op. cit., pp.391-2.

92) 長谷部文雄訳『資本論』河出書房版4, 274頁。

93) 大塚「初期独占論」438頁。

The Early Monopolies under the Early Stuarts

Shigeki SAKAI

‘The early monopolies’ mean the monopolies of the production or buying-up and the lucrative privileges. Though it likely intended the protection of the new industry, most of all aimed to overcome the financial straits of the absolute monarchy. It relieved not only king himself but also the courtiers who were parasitic to the court. The movement against the monopolies had risen from the reign of Elizabeth, and the ‘Great Statute of Monopolies (1624)’ was its peak. This Statute which was acted by the Commons, intervened the inherent sphere of the king’s prerogative which had granted the monopoly. Though the first half of the Statute designated the abolishment of the monopolies, the second half showed the exceptions to the Statute. This meant the de facto denial of the Statute in all. In fact, many monopolies were granted in the reign of Charles I. This essay intends to find out the reason why many monopolies were granted under the Personal Rule whereas the ‘Great Statute of Monopolies (1624)’ had been enacted.

